「北海道インフラゼロカーボン試行工事」実施要領(北海道建設部建築局発注工事) (令和6年3月改定)

令和4年(2022年)3月31日 制定 令和6年(2024年)3月26日 改定

1 目的

「ゼロカーボン北海道」の実現には、全ての業態におけるカーボンニュートラルの取組が不可避であることから、道内建設業におけるカーボンニュートラルの意識醸成を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から「ゼロカーボン北海道」に資する工事現場の意欲的な取組について提案を 受け、取組を実施した場合は、「工事施行成績評定」で加点評価する。

なお、本試行工事において「ゼロカーボン北海道」に資する取組とは、二酸化炭素の 排出削減や吸収等の取組をいう。

3 適用対象

- (1) 令和4年4月1日以降公告(指名競争入札、随意契約の場合は通知とする。以下同じ。)の工事
- (2) 令和4年3月31日以前に公告した工事についても、受発注者の協議により試行可能
- (3) ただし、(1) と(2) に該当する工事のうち施行成績評定を行わない工事(※) は 試行工事の対象とはしないが、「ゼロカーボン北海道」に資する取組を妨げるものでは ない。なお、取り組む場合は、5 実施方法(2) から(5) に従い取り組むこととする。
 - (※ 契約金額500万以下の工事)

4 評価対象

次の全ての条件を満たす提案について、工事施工成績評定で加点対象とする。

- ① 工事現場内で行う取組(工場等での製作を主とする工事の場合は、工場等での取組も対象とする。)
- ② 次のいずれかの取組
 - ・工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組
 - ・二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組
 - ・二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
- ③ 発注者が費用を計上していない取組
- ④ 他の取組などで、工事施行成績評定(創意工夫、社会性等)で重複して加点評価し ない取組
- ⑤ 実施が確認できる取組
- ⑥ 工事現場の安全、目的物の性能及び耐久性等に影響しない取組

5 実施方法

- (1) 適用対象工事は、入札の公告(入札説明書が必要な工事は入札説明書にも記載)と 特記仕様書に「北海道インフラゼロカーボン試行工事」であることを記載する。(別紙 1、別紙2)
- (2) 契約後、受注者が「北海道インフラゼロカーボン試行工事」に取り組む場合、4の 評価対象に合致する提案(最大3件まで)を記載した所定の計画書(別紙3)を施工 計画書に添付し、工事監督員に提出する。
- (3) 工事監督員(総括監督員)は、(2)の提出があった時には、評価できる提案内容であるかを確認し、評価できない提案内容であった場合には、工事監督員は受注者にその旨を助言し、この場合において受注者は、新たな提案を記載した計画書を提出することができる。
- (4) 受注者は、(3) で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- (5) 受注者は、工事が完成する前までに、工事監督員(総括監督員)に「実施状況報告書」(別紙4)を提出する。「実施状況報告書」には、(4)で撮影した写真を添付する。
- (6)総括監督員は、「実施状況報告書」により、(3)で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は(3)の提案がない場合には、加点評価は行わない。(減点は行わない。)

6 その他

- (1) この要領は、北海道建設部建築局が発注する工事に適用する。
- (2)総合評価落札方式で実施する場合は、二酸化炭素の削減等に関する項目を、技術提案・簡易な施工計画における技術的所見の評価項目として設定しないものとする。
- (3) 5 (2) の計画書の作成は、インターネットによる電子申請システムを使用するものとする。申請用のURL等は特記仕様書に記載する。
- (4) 建設部建築局計画管理課は、前項により作成された提案内容を電子申請システムで収集し検証する。

附則

この要領は、令和4年(2022年)3月31日から施行する。

附則

改定後の要領は、令和6年(2024年)4月1日以降に入札を行う工事について適用し、 令和6年(2024年)4月1日前に入札を行うものについては、なお従前の例による。

別紙1

●一般競争入札の場合

【入札の公告の記載内容】

令和6年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、『1 入札に付する事項』に次のとおり追記すること。

(番号) 北海道インフラゼロカーボン試行工事

この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を 発注者に提案し取組を実施することができる。

この試行に係る費用については、原則、受注者負担とする。

●指名競争入札、随意契約の場合

【入札の公告の記載内容】

令和6年4月1日以降に通知の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の 場合に、次の記載内容を指名通知等に添付する。

「北海道インフラゼロカーボン試行工事」について

この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事のため、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

- 1 受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。
- 2 この試行に係る費用については、原則、受注者負担とする。

特記仕様書 記載例

(番号). 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

- (1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン施行工事」の対象工事である。
- (2) 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を 提案し取組を実施することができる。

実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。 URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/infra_zero_carbon.html

- (3) 試行を実施する場合は、次のとおりとする。
 - 7. 受注者はインターネット上の「電子申請システム」により計画書を作成し、この 計画書を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。

電子申請システム URL

https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=b3WEGyBM

- 【注意】計画書の入力後には、必ず「PDF保存」の操作を行い、この計画書を施工 計画書に添付すること。
- 4. 工事監督員(総括監督員)は、7.の提出があった時には、評価できる提案内容であるかを確認するものとする。なお、評価できない提案内容であったときには、工事監督員は受注者にその旨を助言し、この場合において受注者は、新たな提案を記載した計画書を再度提出することができる。
- ウ. 受注者は、イ. で提案した取組内容を本工事の施工において行うとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- エ. 受注者は、工事が完成する前までに、工事監督員(総括監督員)に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ウ. で撮影した写真を添付する。
- オ. 工事監督員(総括監督員)は、「実施状況報告書」により、イ. で提案された内容(ただし、評価できる提案内容に限る。)が適切に実施されていることを確認した場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。(ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。)

なお、適切に実施されていない場合、「実施状況報告書」の提出がされていないなどで実施状況が確認できない場合、又はイ. の提案がされていないなどの場合には、加点評価は行わない。

(4)本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

北海道インフラゼロカーボン試行工事	計画書
	受注者
工事番号	
工事名	
<計画> 取組内容及び期待される効果(最大3件まで(※)) (1件目)	
(2件目)	
(3件目)	
(※) 工事施行成績評定での評価は、提案のうち1件以上実施した場合 (1件のみ実施の場合と3件実施の場合では、同じ評価点数です	
・受注者は、この計画書を <u>施工計画書</u> に添付し、工事監督員に <u>提出</u> してください。	
電子申請受付番号	

別紙4 (工事施工成績評定基準『別紙3』と同様式)

別紙3 (営繕用)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

エ	事	名				/	
項		目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずれかに○)	評 価 内 容	(「○○への対応,該当キーワード」	を記入)	
提	案卢	可 容					
(説 明)							
(添付図・写真等)							

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。